

令和2年第6回(9月)定例会 議案参考資料

【単行議案】

議第70号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	1P
議第71号	人権擁護委員候補者の推薦について	2P
議第72号	財産区管理委員の選任について	3P
議第73号	財産の無償譲渡について	5P
議第74号	宮津市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	6P
議第75号	宮津市老人デイサービスセンター条例の一部改正について	8P

議案参考資料
令和2年9月定例会

議第70号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

区分

人事案件

<p>【提案の概要】</p> <p>◆提案の趣旨・目的 固定資産評価審査委員会委員3人のうち1人の委員の任期が、9月30日で満了となるため、委員の選任について、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるもの。</p> <p>◆提案の概要 【選任予定者】</p> <table border="1" data-bbox="136 531 987 751"> <tr> <td>氏名</td> <td>小嶋 滋 (こじま しげる)</td> </tr> <tr> <td>生年月日</td> <td>昭和26年4月13日</td> </tr> <tr> <td>住所</td> <td>宮津市字大島455番地</td> </tr> <tr> <td>任期</td> <td>令和2年10月1日～令和5年9月30日</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>再任(4期目)</td> </tr> </table> <p>◆参考 非改選委員 志達 正一 令和元年10月1日～令和4年9月30日(3期目) 茶谷 亜希子 令和元年10月1日～令和4年9月30日(2期目)</p>	氏名	小嶋 滋 (こじま しげる)	生年月日	昭和26年4月13日	住所	宮津市字大島455番地	任期	令和2年10月1日～令和5年9月30日	その他	再任(4期目)	<p>【政策等の背景・提案までの経過】</p> <p>○地方税法(昭和25年法律第226号) (固定資産評価審査委員会の設置、選任等) 第423条第3項 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。</p> <p>○宮津市市税条例(昭和30年条例第33号) (固定資産評価審査委員会の設置) 第79条第2項 審査委員会は、委員の定数を3人とする。</p> <p>【市民参加の状況】</p> <p>【政策等の効果及び費用】</p> <p>【他の自治体の類似する政策との比較】</p>
氏名	小嶋 滋 (こじま しげる)										
生年月日	昭和26年4月13日										
住所	宮津市字大島455番地										
任期	令和2年10月1日～令和5年9月30日										
その他	再任(4期目)										
<p>【みやづビジョンとの整合】</p> <table border="1" data-bbox="136 1321 1182 1369"> <tr> <td>基本施策</td> <td>—</td> <td>重点戦略</td> <td>—</td> </tr> </table>	基本施策	—	重点戦略	—	<table border="1" data-bbox="1196 1278 2181 1449"> <tr> <td>担当課・係</td> <td>添付資料</td> </tr> <tr> <td>税務・国保課 国保年金係(45-1616)</td> <td></td> </tr> </table>	担当課・係	添付資料	税務・国保課 国保年金係(45-1616)			
基本施策	—	重点戦略	—								
担当課・係	添付資料										
税務・国保課 国保年金係(45-1616)											

議案参考資料
令和2年9月定例会

議第71号	人権擁護委員候補者の推薦について	区分	人事案件
-------	------------------	----	------

<p>【提案の概要】</p> <p>◆提案の趣旨・目的 法務大臣が委嘱する宮津市における人権擁護委員7名のうち、2名の任期(3年)が、12月31日で満了となるため、その後任候補者を推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるもの。</p> <p>◆提案の概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>氏名</th> <th>生年月日</th> <th>住所</th> <th>任期</th> <th>再任・新任の別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>いずみ かずみ 泉 和美</td> <td>昭和27年6月2日</td> <td>須津950-93</td> <td>令和3年1月1日～ 令和5年12月31日</td> <td>再任</td> </tr> <tr> <td>もりしま じゅんこ 森島 順子</td> <td>昭和35年10月12日</td> <td>大島184</td> <td>令和3年1月1日～ 令和5年12月31日</td> <td>再任</td> </tr> </tbody> </table> <p>◆参考(在任中の委員)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>氏名</th> <th>任期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>関野 掲司</td> <td>平成31年1月1日～令和3年12月31日</td> </tr> <tr> <td>大森日向子</td> <td>令和元年7月1日～令和4年6月30日</td> </tr> <tr> <td>森垣 孝子</td> <td>令和元年7月1日～令和4年6月30日</td> </tr> <tr> <td>木村 佳子</td> <td>令和元年7月1日～令和4年6月30日</td> </tr> <tr> <td>本藤ひとみ</td> <td>令和2年1月1日～令和4年12月31日</td> </tr> </tbody> </table> <p>【みやづビジョンとの整合】</p> <table border="1"> <tr> <td>基本施策</td> <td>—</td> <td>重点戦略</td> <td>—</td> </tr> </table>					氏名	生年月日	住所	任期	再任・新任の別	いずみ かずみ 泉 和美	昭和27年6月2日	須津950-93	令和3年1月1日～ 令和5年12月31日	再任	もりしま じゅんこ 森島 順子	昭和35年10月12日	大島184	令和3年1月1日～ 令和5年12月31日	再任	氏名	任期	関野 掲司	平成31年1月1日～令和3年12月31日	大森日向子	令和元年7月1日～令和4年6月30日	森垣 孝子	令和元年7月1日～令和4年6月30日	木村 佳子	令和元年7月1日～令和4年6月30日	本藤ひとみ	令和2年1月1日～令和4年12月31日	基本施策	—	重点戦略	—	<p>【政策等の背景・提案までの経過】</p> <p>人権擁護委員は、人権擁護委員法(昭和24年法律第139号)に基づいて、法務大臣が委嘱し、全国の市町村に配置される公職。国民の基本的人権が侵犯されることのないように監視し、もし、これが侵犯された場合には、その救済のため、速やかに適切な処置を講ずるとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることをその使命とする。</p> <p>※提案の根拠法令(人権擁護委員法) (委員の推薦及び委嘱) 第6条第3項 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であって直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。</p>				
氏名	生年月日	住所	任期	再任・新任の別																																				
いずみ かずみ 泉 和美	昭和27年6月2日	須津950-93	令和3年1月1日～ 令和5年12月31日	再任																																				
もりしま じゅんこ 森島 順子	昭和35年10月12日	大島184	令和3年1月1日～ 令和5年12月31日	再任																																				
氏名	任期																																							
関野 掲司	平成31年1月1日～令和3年12月31日																																							
大森日向子	令和元年7月1日～令和4年6月30日																																							
森垣 孝子	令和元年7月1日～令和4年6月30日																																							
木村 佳子	令和元年7月1日～令和4年6月30日																																							
本藤ひとみ	令和2年1月1日～令和4年12月31日																																							
基本施策	—	重点戦略	—																																					
<p>【市民参加の状況】</p>																																								
<p>【政策等の効果及び費用】</p>																																								
<p>【他の自治体の類似する政策との比較】</p>																																								
<p>担当課・係</p>			<p>添付資料</p>																																					
<p>市民課 人権啓発係(45-1615)</p>																																								

議第71号

議案参考資料
令和2年9月定例会

議第72号	財産区管理委員の選任について	区分	人事案件																		
<p>【提案の概要】</p> <p>◆提案の要旨・目的 由良、吉津、世屋、養老、日ヶ谷財産区において財産区管理委員の任期(4年)が、令和2年9月30日で満了となるため、委員の選任について、財産区管理条例第3条第1項の規定により議会の同意を求めるもの。</p> <p>◆提案の概要</p> <p>○選任予定者の人数 (参考：定数)</p> <table border="0"> <tr> <td>由良財産区管理会</td> <td>： 7名</td> <td>(7名)</td> </tr> <tr> <td>吉津財産区管理会</td> <td>： 5名</td> <td>(7名)</td> </tr> <tr> <td>世屋財産区管理会</td> <td>： 5名</td> <td>(5名)</td> </tr> <tr> <td>養老財産区管理会</td> <td>： 7名</td> <td>(7名)</td> </tr> <tr> <td>日ヶ谷財産区管理会</td> <td>： 6名</td> <td>(6名)</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>： 30名</td> <td></td> </tr> </table> <p>○任期 令和2年10月1日～令和6年9月30日</p> <p>○選任予定者 添付資料参照</p> <p>◆提案の根拠法令 財産区管理条例第3条第1項 第3条 委員は、当該財産区の区域内に引き続き3月以上住所を有する者で、宮津市の議会の議員の被選挙権を有するもの(以下「被選挙権を有する者」という。)の中から、当該財産区においてあらかじめ選定した者を市長が議会の同意を得て選任する。</p>		由良財産区管理会	： 7名	(7名)	吉津財産区管理会	： 5名	(7名)	世屋財産区管理会	： 5名	(5名)	養老財産区管理会	： 7名	(7名)	日ヶ谷財産区管理会	： 6名	(6名)	合計	： 30名		<p>【政策等の背景・提案までの経過】</p> <p>※財産区について 7財産区(上宮津、由良、栗田、吉津、世屋、養老、日ヶ谷) 各財産区の委員定数は協議により次のとおりで、任期は4年間 上宮津、由良、栗田、吉津、養老 各7名 世屋 5名、日ヶ谷 6名</p> <p>◇財産区管理条例第2条第2項及び第3項 令和2年6月改正 第2条 前条の各財産区に、財産区管理会(以下「管理会」という。)を置く。 2 管理会は、財産区管理委員(以下「委員」という。)7人以内をもって組織する。 3 委員の定数は、市長が各財産区と協議して定めるものとする。</p> <p>【市民参加の状況】</p> <p>【政策等の効果及び費用】</p> <p>【他の自治体の類似する政策との比較】</p>	
由良財産区管理会	： 7名	(7名)																			
吉津財産区管理会	： 5名	(7名)																			
世屋財産区管理会	： 5名	(5名)																			
養老財産区管理会	： 7名	(7名)																			
日ヶ谷財産区管理会	： 6名	(6名)																			
合計	： 30名																				
<p>【みやづビジョンとの整合】</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="138 1249 663 1316">基本施策</td> <td data-bbox="663 1249 831 1316">—</td> <td data-bbox="831 1249 1180 1316">重点戦略</td> <td data-bbox="1180 1249 2121 1316">—</td> </tr> </table>		基本施策	—	重点戦略	—	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1180 1316 1641 1361">担当課・係</td> <td data-bbox="1641 1316 2121 1361">添付資料</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1180 1361 1641 1442">農林水産課 産業基盤係 (45-1627)</td> <td data-bbox="1641 1361 2121 1442">選任予定者一覧</td> </tr> </table>		担当課・係	添付資料	農林水産課 産業基盤係 (45-1627)	選任予定者一覧										
基本施策	—	重点戦略	—																		
担当課・係	添付資料																				
農林水産課 産業基盤係 (45-1627)	選任予定者一覧																				

財産区管理会委員 選任予定者一覧

■由良財産区

氏名	生年月日	住所	任期	再任・新任の別
山田 浩昭	昭和35年4月9日	由良1052	R02. 10. 1~ R06. 9. 30	新任
玉垣 久雄	昭和23年9月21日	由良1195		新任
瀬田 吉雄	昭和23年11月29日	由良1258		新任
亀井 正一	昭和29年6月27日	由良2334		新任
飯田 達夫	昭和33年11月20日	由良3221		新任
柴田 克己	昭和26年9月24日	石浦156		新任
山下 重憲	昭和23年3月20日	石浦399		再任

■養老財産区

氏名	生年月日	住所	任期	再任・新任の別
中村 榮一	昭和23年1月2日	田原145-1	R02. 10. 1~ R06. 9. 30	再任
奥 利春	昭和34年3月10日	大島538		再任
藤原 昭夫	昭和26年5月18日	岩ヶ鼻202		新任
上仲 修	昭和35年5月14日	外垣216		新任
北仲 孝徳	昭和25年8月14日	長江914		再任
小林 豊	昭和33年3月27日	里波見124-1		再任
小川 辰夫	昭和31年5月28日	中波見77-1		再任

■吉津財産区

氏名	生年月日	住所	任期	再任・新任の別
平松 薫	昭和29年2月8日	須津805	R02. 10. 1~ R06. 9. 30	新任
河嶋 昭次	昭和31年1月2日	須津1113		新任
糸井 久和	昭和29年8月1日	須津1533		再任
山崎 勉	昭和29年9月2日	文珠338		再任
古田 正之	昭和40年1月28日	文珠388		再任

■日ヶ谷財産区

氏名	生年月日	住所	任期	再任・新任の別
石田 弘司	昭和19年10月31日	日ヶ谷626	R02. 10. 1~ R06. 9. 30	新任 (過去経験者)
松田 晋作	昭和30年8月19日	日ヶ谷1884-1		再任
小谷 純一	昭和29年9月21日	日ヶ谷2001-1		新任
荻野 俊郎	昭和34年11月17日	日ヶ谷2042-1		新任
岡野 均	昭和33年11月9日	日ヶ谷4633		再任
谷口 両一	昭和34年8月6日	日ヶ谷6426		新任

■世屋財産区

氏名	生年月日	住所	任期	再任・新任の別
井隼 紀代男	昭和16年3月28日	畑672	R02. 10. 1~ R06. 9. 30	新任
坂野 康雄	昭和26年7月7日	下世屋1403		新任
溝口 兵一郎	昭和19年2月14日	松尾1329-1		新任 (過去経験者)
宇都宮 直	昭和18年11月2日	木子29		新任 (過去経験者)
小川 雅道	昭和26年8月2日	上世屋420-1		再任

議案参考資料
令和2年9月定例会

議第73号	財産の無償譲渡について	区分	その他				
<p>【提案の概要】</p> <p>◆提案の趣旨・目的 高齢者等の在宅福祉の向上を図る施設として設置した宮津市デイサービスセンター松寿園は、築後38年が経過するなど、老朽化が著しい中、指定管理者である社会福祉法人北星会が新たなデイサービス事業所を本年12月に同敷地内において開設・運営されることとなっており、現在の機能が補完されることから、同施設を廃止し、無償譲渡する。譲渡後は、同法人において解体撤去され、跡地は、新施設の駐車場として整備予定。</p> <p>◆提案の概要 譲渡の目的 譲渡財産の解体撤去及び跡地の有効活用 所在地 宮津市字宮村420番地の1 譲渡する財産 〔建物〕 宮津市デイサービスセンター松寿園 (鉄筋コンクリート造2階建 507.45㎡) 譲渡の相手先 宮津市字宮村1277番地 社会福祉法人北星会 理事長 今出陽一朗</p> <p>◆提案の根拠法令 地方自治法第96条第1項第6号 第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。 (6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。</p>		<p>【政策等の背景・提案までの経過】</p> <ul style="list-style-type: none"> 宮津市の高齢化率は41.95% (R2.3月現在)、また、65歳人口の要介護認定率は、25.7% (R2.3月現在) と年々増加傾向にある中で、第7期宮津市介護保険事業計画(第8次宮津市高齢者保健福祉計画)を策定し、認知症対応型共同生活介護(グループホーム)等を整備することを位置付けている。 宮津市老人デイサービスセンター松寿園の廃止(令和2年9月条例提案) 					
		<p>【市民参加の状況】</p>					
		<p>【政策等の効果及び費用】</p> <p>■予算措置しているものについては、その額を記載 >>></p>					
<p>【みやづビジョンとの整合】</p> <table border="1" data-bbox="138 1289 1178 1353"> <tr> <td>基本施策</td> <td>健康増進と福祉の推進</td> <td>重点戦略</td> <td>—</td> </tr> </table>		基本施策	健康増進と福祉の推進	重点戦略	—	<p>【他の自治体の類似する政策との比較】</p>	
基本施策	健康増進と福祉の推進	重点戦略	—				
		<p>担当課・係 社会福祉課 地域福祉係(45-1618)</p>	<p>添付資料</p>				

議案参考資料
令和2年9月定例会

議第74号	宮津市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	区分	条例の改正				
<p>【提案の概要】</p> <p>◆提案の趣旨・目的 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）第13条第2項の規定に基づく地域自殺対策計画の策定及び総合的かつ効果的な自殺対策の推進を図ることを目的とした宮津市自殺対策推進協議会を設置することに伴い、当該協議会委員の報酬を定めるもの。</p> <p>◆宮津市自殺対策推進協議会</p> <p>1 所掌事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自殺対策計画の推進に関すること ・自殺対策計画の策定に関する必要な事項について調査及び審議すること ・その他市長が必要と認める事項 <p>2 組織（計9名）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学識経験者（大学教授、司法書士） ・関係機関及び団体の役職員（医師会、自治連合協議会、社会福祉協議会ほか） ・関係行政機関の職員（警察署、保健所） <p>3 報酬の額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会長 20,000円 ・委員 17,200円又は7,500円 <p>◆施行日 公布の日（令和2年8月4日から適用）</p>		<p>【政策等の背景・提案までの経過】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自殺対策基本法 [平成18年10月28日施行] ・自殺総合対策大綱 [平成19年6月8日閣議決定] ・自殺総合対策大綱 [平成20年10月31日一部改正] ・自殺総合対策大綱 [平成24年8月28日閣議決定] ・自殺対策基本法の一部を改正する法律 [平成28年4月1日施行] ・自殺総合対策大綱 [平成29年7月25日閣議決定] 					
<p>【みやづビジョンとの整合】</p> <table border="1" data-bbox="107 1289 1189 1358"> <tr> <td>基本施策</td> <td>健康増進と福祉の推進</td> <td>重点戦略</td> <td>—</td> </tr> </table>		基本施策	健康増進と福祉の推進	重点戦略	—	<p>【市民参加の状況】</p>	
基本施策	健康増進と福祉の推進	重点戦略	—				
<p>※みやづビジョン以外の計画があれば記載</p>		<p>【政策等の効果及び費用】</p> <p>■予算措置しているものについては、その額を記載 >>></p>					
		<p>【他の自治体の類似する政策との比較】</p> <table border="1" data-bbox="1189 1358 2112 1485"> <tr> <td>担当課・係</td> <td>添付資料</td> </tr> <tr> <td>社会福祉課 地域福祉係（45-1618）</td> <td>・新旧対照表</td> </tr> </table>		担当課・係	添付資料	社会福祉課 地域福祉係（45-1618）	・新旧対照表
担当課・係	添付資料						
社会福祉課 地域福祉係（45-1618）	・新旧対照表						

宮津市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

新 旧 対 照 表

現 行		改 正 案	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
区分	報酬の額	区分	報酬の額
(1)～(48) (略)	(略)	(1)～(48) (略)	(略)
		(49) 自殺対策推進協議会の会長	同 20,000円
		(50) 同委員	同 17,200円又は7,500円
(49) 老人ホーム入所判定委員会の委員長	同 7,500円	(51) 老人ホーム入所判定委員会の委員長	同 7,500円
(50)～(61) (略)	(略)	(52)～(63) (略)	(略)
(62) 第29号から前号までに掲げる者以外の者で、法令又は条例等により設けられた委員会（審議会その他これに準ずるものを含む。）の委員長等	同 9,000円	(64) (略)	(略)
(63) 同委員	同 7,500円	(65) (略)	(略)
(64)～(91) (略)	(略)	(66)～(93) (略)	(略)
(92) 第64号から前号までに掲げる者以外の者で、顧問、参与、調査員等	任命権者が市長と協議して定める額	(94) 第66号から前号までに掲げる者以外の者で、顧問、参与、調査員等	任命権者が市長と協議して定める額
		<p>附 則</p> <p>（施行期日等）</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の別表第49号及び第50号の規定は、令和2年8月4日から適用する。</p> <p>（報酬の内払）</p> <p>2 改正前の別表第62号及び第63号の規定により、令和2年8月4日からこの条例の施行の日の前日までに支払われた自殺対策推進協議会の会長及び委員に対する報酬は、改正後の別表第49号及び第50号の規定による報酬の内払とみなす。</p>	

宮津市老人デイサービスセンター条例の一部改正について

新旧対照表

現 行	改正案														
<p>(設置)</p> <p>第1条 高齢者等の在宅福祉の向上を図る施設として、宮津市老人デイサービスセンター（以下「センター」という。）を次のとおり設置する。</p> <table border="1" data-bbox="170 520 1120 715"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宮津市デイサービスセンター松寿園</td> <td>宮津市字惣420番地の1</td> </tr> <tr> <td>宮津市デイサービスセンターせんごく</td> <td>宮津市字岩ヶ鼻38番地</td> </tr> <tr> <td>宮津市デイサービスセンターはまなす苑</td> <td>宮津市字由良1289番地の1</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2条～第9条（略）</p>	名称	位置	宮津市デイサービスセンター松寿園	宮津市字惣420番地の1	宮津市デイサービスセンターせんごく	宮津市字岩ヶ鼻38番地	宮津市デイサービスセンターはまなす苑	宮津市字由良1289番地の1	<p>(設置)</p> <p>第1条 高齢者等の在宅福祉の向上を図る施設として、宮津市老人デイサービスセンター（以下「センター」という。）を次のとおり設置する。</p> <table border="1" data-bbox="1142 520 2078 667"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宮津市デイサービスセンターせんごく</td> <td>宮津市字岩ヶ鼻38番地</td> </tr> <tr> <td>宮津市デイサービスセンターはまなす苑</td> <td>宮津市字由良1289番地の1</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2条～第9条（略）</p> <p><u>附 則</u> この条例は、公布の日から施行する。</p>	名称	位置	宮津市デイサービスセンターせんごく	宮津市字岩ヶ鼻38番地	宮津市デイサービスセンターはまなす苑	宮津市字由良1289番地の1
名称	位置														
宮津市デイサービスセンター松寿園	宮津市字惣420番地の1														
宮津市デイサービスセンターせんごく	宮津市字岩ヶ鼻38番地														
宮津市デイサービスセンターはまなす苑	宮津市字由良1289番地の1														
名称	位置														
宮津市デイサービスセンターせんごく	宮津市字岩ヶ鼻38番地														
宮津市デイサービスセンターはまなす苑	宮津市字由良1289番地の1														